

議案第78号

北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について

北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を次のように改正する。

令和2年8月27日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

北本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

（特定教育・保育施設の運営に関する基準）

第3条 法第34条第2項に規定する条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準は、府令で定める基準をもって、その基準とする。

(特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第4条 法第46条第2項に規定する条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準は、府令で定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。